

平成20年6月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官印

平成19年(ワ)第114号賃金請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成18年(ワ)第60号)

口頭弁論終結日 平成20年4月24日

判 決

控訴人(原告) 松 本 知 江
訴訟代理人弁護士 森 博 行

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

被控訴人(被告) 日本郵政公社訴訟承継人
郵便事業株式会社
代表者代表取締役 北 村 憲 雄
指定代理人 網 田 圭 亮
同 盛 野 拓 郎
同 徳 村 嘉 昭
代理人 西 村 祐 之
同 吉 野 茂
同 矢 崎 千 昭
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 当審における控訴人の追加的請求を却下する。
- 3 控訴費用及び当審における追加的請求に係る費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、92万2476円及びこれに対する平成18年

4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、期限付任用に係る非常勤の日々雇用職員（ゆうメイト）として任用され、約22か月間、豊中局において郵便外務に従事してきた控訴人が、雇用期間満了により退職となり再任用されなかったことについて、任命権者である豊中局長による裁量権の逸脱ないし濫用として違法・無効であり、少なくともあと6か月間は非常勤職員の地位にあったと主張して、被控訴人（原判決言渡後、日本郵政公社の地位を郵便事業株式会社が訴訟承継したものである。）に対し、上記6か月間の未払賃金として、退職前3か月間の平均賃金の6か月分に相当する92万2476円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたのに対し、原審裁判所が控訴人の請求を棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴したものである。
- 2 前提事実、争点、争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正するほか原判決「事実及び理由」欄第2の1ないし3（原判決2頁13行目から15頁12行目まで）に摘示するとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決2頁24行目の「雇止めされた」を「雇用期間満了により退職となり、再任用されなかった」と改める。
 - (2) 同3頁21行目の「雇止め」を「退職・不再任用」と改める。
 - (3) 同6頁4行目から同5行目までの「被告は、平成17年2月26日、原告に対し、同年3月30日をもって雇止めする旨を口頭で通知した。」とあるを「被控訴人は、平成17年2月26日、控訴人に対し、同年2月25日付け退職予告通知書（乙16）を交付して退職予告通知をしようとしたが、控訴人から当該予告通知書の受領を拒否されたため、雇用延長を行わないことも含め、当該予告通知書の内容を読み上げて、同年3月30日をもって雇用期間満了により退職となる旨を口頭で通知した。」と改める。

(4) 同6頁13行目から14行目までの「退職となった（以下「本件雇止め」という。）。」とあるを「退職となり、再任用されなかった（以下「本件不再任用」という。）。」と改め、以下、原判決中に「本件雇止め」とあるを「本件不再任用」と改める。

(5) 同12頁8行目の「前田課長」を「豊中局第二集配営業課長の前田實（以下「前田課長」という。）。」と改める。

3 当審における控訴人の追加的請求及びその請求原因

(1) 本件においては、下記のとおり、控訴人において期間満了後も任用が継続されると期待することに無理からぬ特別の事情がある。

ア 新集配システム下においては、本務者が従来行っていた郵便事業における基幹的業務を、本務者に替わってゆうメイトが担うようになっているのであり、控訴人もその一員として採用され、本来なら本務者が行うべき業務に従事してきた。したがって、控訴人の担当業務は決して「代替的事務」といえるものではない。

イ 被控訴人は、非常勤職員の賃金について、平成16年4月1日、勤続年数に応じて賃金を引き上げる制度から、当該職員の業務の習熟度に応じて賃金を支払う評価制度に変更したものであるが、いずれの賃金制度も、非常勤職員に対して長期の在職、すなわち期間の更新ないし再任用を当然に予定する人事処遇を制度化していたといえることができる。

ウ 控訴人は、再任用及び期間延長を繰り返し、2年弱にわたって新集配システム下における基幹的業務に従事し、その間、「接遇・マナー4級」に認定され、スキルが認定されて昇給してきたものである。

(2) このように、控訴人が再任用されるとの期待は法的保護に値するものであるところ、被控訴人は本件不再任用によりこの期待を侵害した（最高裁平成6年7月14日第一小法廷判決参照）。

(3) よって、控訴人は被控訴人に対し、予備的に、期待権侵害に基づく損害賠

償として本件賃金請求と同じ金員の支払請求を追加する。

4 控訴人の追加的請求に対する被控訴人の意見

当審における控訴人の追加的請求について、被控訴人は同意しない。よって、控訴人の追加的請求は不適法であって許されない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求は棄却すべきものと判断するが、その理由は原判決「事実及び理由」欄第3「争点に対する判断」の1, 2（原判決15頁14行目から19頁24行目まで）に認定・説示するとおりであるから、これを引用する。

2 なお、控訴人は、当審において、原判決が要旨「解雇権濫用法理を類推適用し、あるいは信義則又は権利濫用法理を適用して、本件不再任用を無効とすることは、任命権者の任用行為が存在しないのに、非常勤職員に常勤職員としての地位を与えるに等しい。」と説示する点について、本件請求は無期限の地位確認を求めているわけではなく、本件不再任用後、直前の予定雇用期間と同じ6か月についての非常勤職員としての地位にあったとして、同期間中の未払賃金を求めているのであるから、原判決の上記懸念は杞憂でしかない旨主張する。

しかしながら、本件の賃金請求権は、控訴人が本件不再任用後も非常勤職員の地位にあることを前提として発生するものであって、それ以外に同賃金請求権の発生を根拠付けるものは見当たらないから、求める賃金の期間や多寡にかかわらず控訴人の上記主張を採用することはできない。

3 当審における控訴人の追加的請求の許否について

当審における控訴人の追加的請求は国家賠償法1条1項ないし不法行為に基づく損害賠償請求と解されるところ、これを公法上の当事者訴訟である本件請求に追加的併合を求めるというものである。しかし、高等裁判所に係属する公法上の当事者訴訟に関連請求を追加的に併合提起するには、「関連請求に係る訴えの被告の同意」が必要であるところ、被控訴人はこれに同意しないという

のであるから、不適法として許されないというべきである（行政事件訴訟法 4 1 条 2 項, 1 9 条 1 項, 1 6 条 2 項）。控訴人は、本件請求は民事上の賃金請求訴訟であるとして、民訴法の趣旨を援用すると被控訴人の同意は不要である旨主張するが、本件請求が民事上の賃金請求訴訟であるとするのは控訴人独自の見解であって、採用することはできない。したがって、当審における控訴人の追加的請求の併合は許されないというべきであるから、結局、当審における控訴人の追加的請求は不適法として却下を免れない。

- 4 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、また当審における追加的請求を却下することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 大 和 陽 一 郎

裁判官 黒 岩 巳 敏

裁判官 一 谷 好 文